杵築市社会福祉施設地域貢献連絡会規約

（名称）

第１条　本会は、杵築市社会福祉施設地域貢献連絡会（以下「連絡会」という。）という。

（目的）

第２条　連絡会は、多様化、複雑化する地域課題や社会福祉に関するニーズに対し、杵築市内で社会福祉施設等を運営する法人が、情報交換や研修を通じて資質の向上に努めるとともに、相互に連携して地域公益事業等に取り組むことで地域共生社会の実現に寄与することを目的とする。

（会員）

第３条　連絡会の会員（以下「会員」という。）は、前条に定める目的に賛同し、加入を希望する杵築市内で福祉施設・事業所を経営する法人とする。

（事業）

第４条　連絡会は第２条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）　地域課題及び福祉ニーズの把握

（２）　会員が地域住民と連携して実施する包括的支援体制の整備

（３） 災害に強い地域づくり

（４） 福祉人材の育成・確保

（５） 会員相互の情報交換、交流及び研修会の実施

（６） その他、連絡会の目的を達成するために必要な事業

（役員）

第５条　連絡会の役員として、会長１名、副会長１名、監事１名及び部会長を置く。

２　役員は、総会において選任する。

３　会長は連絡会を代表し、会務を統括する。

４　副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

５　監事は連絡会の事業及び会計を監査する。

６　部会長は、各部会を統括する。

７　役員の任期は２年とし、再任を妨げない。

ただし、設立年度の任期は、翌年度総会までとする。

８　欠員の補充によって就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（総会）

第６条　総会は年１回開催し、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

２　総会は会長が招集し、会議の議長となる。

３　総会は、役員の選任、事業計画、予算、決算、事業報告及び規約の改正について議決を行う。

４　総会は、会員の過半数をもって成立する。ただし、あらかじめ書面により総会に付議される事項についての意思を表示した会員は出席とみなす。

５　総会の決議は、出席した会員の過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（役員会）

第７条　会長は必要に応じて、役員会を開催することができる。

（部会）

第８条　連絡会は、第４条に関する個別の事業執行の推進を図るため、必要な部会を設ける。

２　部会長は必要に応じて部会を開催することができる。

（顧問）

第９条　会務を円滑に行うため、連絡会に顧問を置くことができる。

２　顧問は、会長が役員会の承認を得て、杵築市役所関係課長の中から委嘱する。

（会費）

第１０条　連絡会の目的を達成するため、会員から会費を徴収することができる。

２　会費の額は別に定める。

（事務局）

第１１条　連絡会の事務局は、社会福祉法人杵築市社会福祉協議会に置く。

（その他）

第１２条　この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

この規約は、令和３年１１月２２日から施行する。